

# ケアマネだより

**社協理念：あたたかい手 やさしい心でつなげよう 福祉の輪**

**経営理念：おもいやりと 笑顔の介護で 地域福祉を支えます**

今年の魚沼は幸いなことに、台風や大雨などの大きな災害に遭うことがなく、実り豊かな秋を迎えられホッとしますね。守門地区でもあちらこちらでコンバインの音が聞こえ、刈り終わった田んぼにはスズメやカラスがやって来て、誰よりも先に新米の味を楽しんでいる姿が見られます。



今回のケアマネだよりは、「介護保険負担割合証」、「介護保険負担限度額認定」、「社会福祉法人等による利用者負担軽減事業」のお知らせと暑さで食欲が落ちた体に、食べやすいおかずを紹介したいと思います。



※ 何か不明な事がありましたら、お気軽に担当ケアマネジャーに問い合わせください。

## ◇ 介護保険負担割合証 ◇

介護サービスの利用者負担は、負担の割合が1割の方と2割の方（65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方）がいらっしゃいます。そして、自分の負担割合が分かるように、魚沼市から負担割合が記された“負担割合証”が交付されます。8月以前に介護保険の認定を受けている方の所には、7月中に新しい“負担割合証（開始日付 平成28年8月1日）”が届いていると思います。桃色で介護保険被保険者証と同じくらいの大きさです。介護保険サービスを利用される際には必要になりますので介護保険被保険者証と一緒に保管して下さい。また、サービス事業者や施設から確認の依頼があった時にご提出ください。

## ◇ 介護保険負担限度額認定 ◇

特別養護老人ホーム、老人保健施設、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）のサービスを利用する場合、居住費（滞在費）と食事が利用者の負担となります。この制度は、所得に応じ利用者負担の上限額を定めることにより、利用者負担を軽減させるためのものです。制度を利用するには、申請書を提出して認定を受ける必要があります。平成27年に認定を受けられた方は平成28年7月31日で認定が終了していると思いますので、利用される方は再度申請が必要になります。

なお、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定されるようになったので、今まで利用者負担段階が第2段階だった方は段階が変わる場合があります。

◎対象：市民税非課税世帯で、配偶者の課税状況や年間収入、資産の額などに制限があります。詳しい内容は魚沼市介護福祉室（792-9755）へお問い合わせください。

## ◇ 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業 ◇

社会福祉法人または一部事務組合が運営する施設への入所（短期を含む）、通所介護、訪問介護のサービスを利用した場合に居住費と食費を含む利用者負担を軽減する制度です。制度を利用するには、申請書を提出して認定を受ける必要があります。平成27年に認定を受けられた方は平成28年7月31日で認定が終了していると思いますので、利用される方は再度申請が必要になります。

◎対象：市民税世帯非課税世帯で、年間収入や預貯金の額などに制限があります。詳しい内容は魚沼市介護福祉室（792-9755）へお問い合わせください。

## ☆ビタミンB1を摂って暑さで疲れた体の疲労回復を！！☆

1人前の材料：玉ねぎ（3分の1個）、いわし缶詰（一缶の半分）、卵（1個）、小ネギ（少々）、麺つゆ（適量）

作り方：①玉ねぎをくし切にする。②卵をボールに割り入れ、ザツとかき混ぜておく。③フライパンに麺つゆ適量（20cc位）を入れ、水で薄める（麺つゆのラベルの井物の割合で薄める）。④中火でつゆが沸いたら、玉ねぎを入れ、2分ほど煮る。⑤缶詰のいわしを入れ、2分ほど煮る（お好みで缶詰の汁を加えてもよい）。⑥溶いた卵を回しかけ、フタをして弱火で1～2分煮る。⑦丼に盛って小ネギを散らして出来上がり！

◇編集後記◇

雲の模様や山の色を見ていると秋を感じさせますね。紅葉が楽しみです。

福助

